

石巻市 地域子ども食堂支援事業補助金 － 募集のお知らせ －

近年、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化し、共働き世帯やひとり親世帯も増え、家族そろって食事をする機会の減少とともに「孤食」や「孤立」を余儀なくされる子どもや、貧困が原因で粗食や欠食の子どもたちが増えています。

石巻市では、平成31年度から「食」の提供と「見守り」をとおして、安心して過ごせる子どもたちの居場所づくりに取り組む地域団体等に対し、その「子ども食堂」の開設及び運営に掛かる費用の一部を補助する事業を実施します。

さまざまな環境にある子どもたちが、地域とつながり、将来に希望を持って健やかに育つ地域環境づくりと関係機関とのつながりを進めていきます。

1 補助対象となる事業

以下の要件をすべて満たしているものが対象となります。

- (1) 石巻市で子ども食堂を開設し、及び運営するものであること。
- (2) 子どもに、無料又は低額で食事を提供すること（持ち帰りも可）。
（利用者から食材等の実費相当額を徴収することはできます。）
- (3) 1回当たり5名以上の子どもの参加が見込めること。
- (4) 子ども食堂を原則年4回以上定期的に実施すること。（事業実施初年度は、この限りではありません。）
- (5) 1回当たりの開催時間は概ね2時間以上とすること。
- (6) 子どもの様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携をとること。
- (7) 宗教活動又は政治活動並びに営利を目的とするものではないこと。

子ども食堂の運営に当たっては、次の事項も留意してください。

- 1 食事の提供だけでなく、子どもへの声かけや、参加者同士が交流することができる環境づくりなどを行い、地域の人たちと安心して過ごすことのできる「居場所づくり」を実施すること。
- 2 事業実施時においては、常駐できる責任者を配置すること。
- 3 居場所を必要とする子どもを広く受け入れ、事業実施について、チラシの配布等により広く周知を行うこと。
- 4 事業の実施中や帰宅時等において、利用者の安全管理に十分配慮すること。
- 5 常に、食品衛生、食品アレルギー等に配慮した運営に努めること。

2 補助対象団体

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申請することができます。ただし、成人でない者のみで組織される団体を除きます。

- (1) 石巻市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体又は石巻市内に主たる活動の拠点を有する団体であり、1年以上継続して子ども食堂を運営する意志及び能力を有すると認められること。
- (2) 団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (3) 組織の代表者が明確であること。
- (4) 明朗な会計及び経理を実施し、その報告ができる団体であること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 団体の活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係ある団体でないこと。

3 補助金の交付額

- (1) 対象経費（他の団体等から補助を受けている経費は対象外）〈別表参照〉

ア 子ども食堂の新規開設に要する経費（開設経費）

イ 子ども食堂の運営に要する経費（運営経費）

※事業実施初年度においては、ア、イの両方を申請することができます。

- (2) 補助額 補助対象経費の額から寄附金等や利用者から徴収した食事の代金などの収入を差し引いた額の1/2以内の額と、上限額もしくは下表により算出した補助限度額と比較して少ない方の額

上限 開設補助 5万円

運営補助 下表のとおり

※申請の際に区分を選択します。区分変更は原則できません。

※実績報告により区分が確定します。上位の区分に変更が必要な場合は、予算の範囲内での対応となります。

開催1回当たりの子どもへの食事提供数	補助限度額
5食以上19食以下	1開催日当たり2,500円に年間開催回数に乗じて得た額。ただし、50,000円を限度とする。
20食以上39食以下	1開催日当たり5,000円に年間開催回数に乗じて得た額。ただし、100,000円を限度とする。
40食以上	1開催日当たり10,000円に年間開催回数に乗じて得た額。ただし、200,000円を限度とする。

※ 開設補助は、原則申請した年度内に事業を開始した場合のみ補助します。ただし、事業を実施する場所を追加する場合は、2年目以降も、1団体につき1か所に限り、申請することができます。

※ 運営補助は、同一の子ども食堂について申請年度内に1回、1団体につき1か所のみ交付となります。

※ 交付金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。

4 留意事項

申請及び事業の実施に当たっては、以下の点に留意してください。

- (1) 個人情報の保護に十分配慮すること。
- (2) 子ども食堂の開設及び運営に関し、この要綱に基づく補助金以外の他の補助等を受けている経費と同じ経費は、補助対象とならないこと。
- (3) 提出書類は、審査結果に関わらず返却しないこと。また、石巻市情報公開条例により情報公開の対象となる場合があること。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担となること。

5 申込み及び事前相談

募集期間 令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)まで

申込場所 石巻市役所2階 保健福祉部子育て支援課（穀町14番1号）
0225-95-1111（内線2552）

申込時間 午前8時30分から午後5時まで（年末年始、土・日・祝日を除く。）
※申込みの際は、内容を伺うことがありますので、概要を把握されている方がお越してください。

申請書等 申請書等は、次のいずれかの方法により入手してください。

- (1) 石巻市ホームページからのダウンロード

※ URL：<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

※検索窓で「子ども食堂」と入力して検索してください。

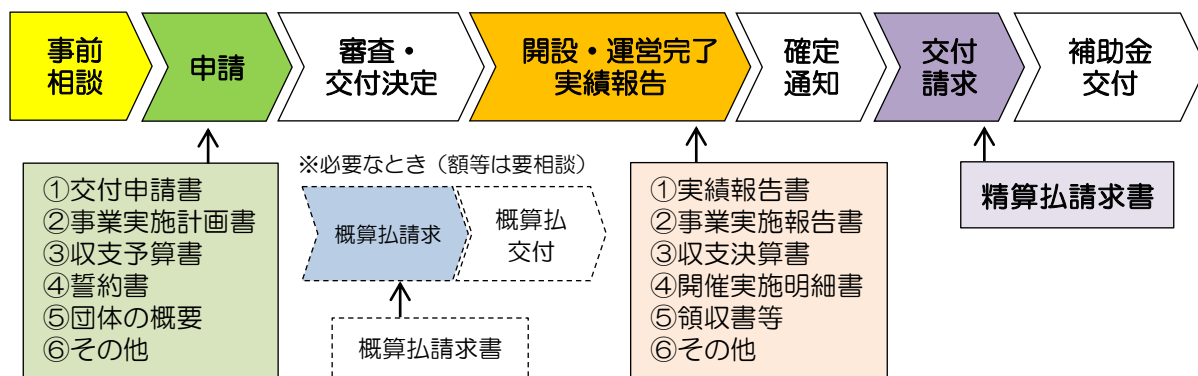
- (2) 石巻市2階 保健福祉部子育て支援課窓口

※事前相談も行っています。上記の時間内に子育て支援課にお問合せください。

※メールでも受け付けます。下記のアドレスに様式等を送信してください。

メールアドレス：ischisup@city.ishinomaki.lg.jp

6 事前相談から補助金交付までのながれ



※概算払を希望される場合は、申請時にご相談ください。（実績報告、確定通知後に精算となります。）

※補助金の交付決定後に、事業内容の変更、中止又は廃止が生じた場合は、軽微なもの以外は承認が必要となるため、速やかに地域子ども食堂事業変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）を提出してください。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の申請を無効とします。

- (1) 申請者が、前記1、2に定める申請のための資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微なものは除きます。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 事業計画の記載内容が、法令違反など著しく不当な場合

8 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 上記期間内であれば、交付申請日以前の経費であっても、補助対象となる事業の実施が確認できる場合の対象経費に限り、補助対象とします。ただし、期間内であっても、他の機関や団体等（石巻市を含む。）から補助等を受けている経費は、補助対象外となります。

9 当初申請時の提出書類

補助金の申請を希望する団体は、募集期間内に次の書類を提出してください。

- (1) 地域子ども食堂支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 団体等概要書（様式第5号）
- (5) 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの

10 実績報告時の提出書類

補助事業が完了したときは、年度の最後の事業が終了したあと30日以内又は令和7年4月15日（火）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 地域子ども食堂支援事業補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業実施報告書（様式第10号）
- (3) 収支決算書（様式第11号）
- (4) 領収書等の写し

※複数枚をコピーするときは重なり合わないようにし、A4サイズに貼付のうえ、あて先、日付、具体的な品名等を記載してください。

※レシートの添付も可とします。ただし、あて先や具体的な品名等を必ず記載してください。

- (5) その他開催案内チラシや写真などの活動実績の分かるもの

11 補助金の交付請求

実績報告の内容を審査し、補助金額を確定しますので、補助金額確定通知書交付後に、地域子ども食堂支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第13号）を提出してください。

別表＜補助対象経費＞

区分	補助対象経費	主な内訳
開設経費	修繕費等	建物の修繕又は改修に係る経費（事業実施に最低限必要な改修に限る。） ※建物の躯体の変更など、大規模な増改築は対象外
	備品購入費	1点1万円以上で、事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 ・調理に要する鍋やフライパン等の器具 ・冷蔵庫や電子レンジ、ポット等の家電類 ・机、椅子、棚等の什器類 ・その他備品又は物品として適当と判断するもの
運営経費	貸借料又は会場借上料	事業に利用する場合に限る。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等の利用の場合は対象外
	消耗品費	食器、衛生品等1点1万円未満のもの
	食材費	提供する食事に係る食料品の購入費用 ※運営スタッフの飲食、会食に係るものを除く。
	光熱水費	事業実施に要する電気、ガス、上下水道に係る費用 ※事業の実施に要した金額を明確にすること。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合を除く。
	印刷費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費用
	手数料	運営スタッフの検便等の検査手数料及び振込手数料
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任等の保険料
	備品購入費	1点1万円以上で、事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 ・調理に要する鍋やフライパン等の器具 ・その他備品又は物品として適当と判断するもの

様式第1号（第9条関係）

記入例

石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付申請書

日付は空白のままにしてください。

年 月 日

石巻市長（あて）

団体の住所を記入してください。また、団体名は正確に記入してください。

申請者所在地 石巻市〇〇町〇番〇号

団体名 NPO法人 〇〇〇〇

代表者氏名 〇 〇 〇 〇

申請の年度を記入してください。

年度において、次のとおり地域子ども食堂事業を実施したいので、石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

金 90,000 円

収支予算書で算出した補助金の額を記入してください。

開設経費 40,000 円（事業開始年度のみ）

運営経費 50,000 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 団体等概要書（様式第5号）
- (5) 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

開催案内チラシなど活動状況の分かるものを提出してください。

年 月 日

日付は空白のままにしてください。

石巻市長（あて）

団体の住所を記入してください。また、団体名は正確に記入してください。

申請者所在地 石巻市〇〇町〇番〇号

団体名 NPO法人 〇〇〇〇

代表者氏名 〇 〇 〇 〇

申請の年度を記入してください。

誓 約 書

私は、 年度石巻市地域子ども食堂支援事業補助金の交付を受けるに当たり、次の事項を遵守することを、ここに誓約します。

- 1 補助対象事業について、補助金の交付決定後、1年以上継続して実施する見込みがあること。また、明朗な会計及び経理を実施し、その報告ができること。
- 2 宗教活動又は政治活動並びに営利を目的としないこと。
- 3 活動内容が、公序良俗に反しないこと。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にないこと。
- 5 利用者及び運営スタッフの安全確保に十分に注意を払うこと。
- 6 利用者のプライバシー保護及び個人情報の取扱いに注意し、事業以外の目的のための利用や本人の承諾なく第三者への提供を行わないこと。
- 7 支援が必要な利用者については、必要に応じ行政機関につなぐなどの対応を行うこと。
- 8 補助対象事業において生じたいかなる事故、事件等について、石巻市に対し一切の責任を問わないこと。

(ふりがな) 団 体 名	NPO法人 ○○○○	
住 所		
設立年月日	○年 ○月 ○日	
(ふりがな) 代 表 者	役職名 ○○○○	氏名 ○ ○ ○ ○
設立の目的		
これまでの活動実績		
連絡先等	担当者 住所 電話 ホームページ E-mail	FAX

交付申請書に記載した団体名、住所を正確に記入してください。

今後、補助金に関する手続きや、事業の実施について、市から連絡をする際に使用させていただきますので、必ず記入してください。

※添付書類 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの

団体の会則(例)

規約や会則が定められていない場合は、所定の様式はありませんので、この「団体の会則(例)」を参考に作成してください。

〇〇〇(団体名)会則

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、子どもに対して食事の提供等を行うことで、子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくり
- (2) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する者とする。

(役員の構成及び任期)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 会計監査 1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、この会を代表し、その業務を総括する。

2 会計は、この会の出納事務を担当する。

3 会計監査は、この会の会計経理を監査する。

(運営会議)

第7条 この会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。

2 運営会議は会長が招集し、その議長となる。

(事業に関する実施規定)

第8条 第3条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得て別に定める。

(会計)

第9条 この会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算修了後、監査を経て、運営会議にて決算報告する。

(会則の改廃)

第10条 この会を改廃しようとするときは、運営会議において同意を得なければならない。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、この会の運営上必要な事項は、運営会議において別に定める。

附 則

この会則は、〇年〇月〇日から施行する。

石巻市地域子ども食堂事業変更（中止・廃止）承認申請書

日付は空白のままにしてください。

年 月 日

石巻市長（あて）

団体の住所を記入してください。また、団体名は正確に記入してください。

申請者所在地 石巻市〇〇町〇番〇号

団体名 NPO法人 〇〇〇〇

代表者氏名 〇 〇 〇 〇

申請の年度を記入してください。

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で補助金の交付決定通知のあった地域子ども食堂事業について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 子ども食堂の名称

2 変更等の内容 変更 ・ 中止 ・ 廃止

3 変更等の理由

4 変更等前の交付決定額 円 補助金決定通知書により、記入してください。

5 変更等後の交付申請額 円 変更後の額を記入してください。

※ 変更の場合は、変更の内容が分かる書類を添付すること。

石巻市地域子ども食堂支援事業補助金実績報告書

日付は空白のままにしてください。

年 月 日

石巻市長（あて）

団体の住所を記入してください。また、団体名は正確に記入してください。

申請者所在地 石巻市〇〇町〇番〇号

団体名 NPO法人 〇〇〇〇

代表者氏名 〇 〇 〇 〇

申請の年度を記入してください。

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で補助金の交付決定通知のあつ

た地域子ども食堂事業について、下記のとおり実施したので、石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実施報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 領収書等活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

開催案内チラシや写真など活動実績の分かるものを提出してください。

(1) 開設の概要

子ども食堂の名称	〇〇子ども食堂		
開設場所	石巻市〇〇町〇番〇号		
開設日	〇年〇月〇日		
事業内容	<p><取組の概要></p> <p>地域の子どもにバランスの取れた食事と地域の人と触れ合うことのできる居場所を提供するとともに、子育て世代の交流の場、見守りの場として、子ども食堂を開設した。</p> <p><子どもの居場所づくりの取組（食事の提供以外）></p> <p>ボランティアスタッフとして地域の大人や大学生の協力のもと、宿題等の学習補助や遊び場を提供した。また、食事づくりや配膳を通じて、食育に取り組んだ。</p> <p><運営体制></p> <p>代表者1名、調理・配食スタッフ4名、学生スタッフ2名</p> <p><主な食事内容></p> <p>栄養バランスを意識し、野菜を中心に地域食材による食事を提供した。1食において、原則、白米、主菜、副菜、汁物を提供することができた。</p> <p><料金体系></p> <p>子ども 無料 大人 200円</p>		
開催回数	<p>開催頻度</p> <p>月2回（第2・第4木曜日）</p> <p>8月と12月は第3木曜日も開催</p> <p>開催時間</p> <p>15時～19時</p>	延べ年間合計	24回
食事提供数	延べ年間合計	<p>子ども 490食</p> <p>大人 180食</p>	

原則月1回ごとに開催の様様を写真に撮り、添付してください。データ媒体での提出も可能です。

前年度からの継続事業及び新年度開設事業の場合は、4月1日から3月31日までの予定を記入してください。

前年度からの継続事業及び新年度開設事業の場合は、4月1日から3月31日までの実績を記入してください。

(2) 開催実施明細

番号	開催日			食事提供数（食）			主な食事内容
	年	月	日	子ども	大人	合計	
1	○	5	9	15	5	20	カレーライス、サラダ、卵スープ
2		5	23	15	5	20	・・・
3		6	13	20	5	25	・・・
4		6	27	20	5	25	・・・
5		7	11	20	5	25	・・・
6		7	25	20	5	25	・・・
7		8	8	20	10	30	・・・
8		8	15	30	10	40	・・・
9		8	22	20	10	30	・・・
10		9	12	20	5	25	・・・
11		9	26	20	5	25	・・・
12		10	10	20	5	25	・・・
13		10	24	20	5	25	・・・
14		11	14	20	10	30	・・・
15		11	28	20	10	30	・・・
16		12	12	20	10	30	・・・
17		12	19	20	10	30	・・・
18		12	26	40	10	50	・・・
19	●	1	9	15	5	20	・・・
20		1	23	15	5	20	・・・
21		2	13	20	10	30	・・・
22		2	27	20	10	30	・・・
23		3	12	20	10	30	・・・
24		3	26	20	10	30	・・・
合 計				490	180	670	

・行が足りない場合は、追加すること。

記入例

収支決算書（ 年度）

月 日～ 年 月 日

単位：円

【実収】

補助金の上限額は、開設、運営ともに算出額が上限未満はその額を、上限以上は上限額を記入してください。
※様式第3号の記載額となります。

決算額		内 訳	
自	173,000		開設に対する寄附金・協賛金及びその他の収入の合計を記入してください。
利	36,000	大人 200 円×180 食	
寄附金・協賛金	164,000	開設寄附 100,000 円 運営寄附 64,000 円	
石巻市補助金	開設経費	35,000	(補助対象経費合計 170,000 円－寄附金等 100,000 円) × 補助率 1/2 = 35,000 円 (上限 50,000 円) ※開設補助の上限未満のため決算額は 35,000 円
	運営経費	100,000	(補助対象経費合計 338,000 円－利用者負担金 36,000 円－寄附金等 100,000 円) × 補助率 1/2 = 101,000 円 ※上限算定 子どもの食数 20.4 食 開催回数 24 回 区分② 5,000 円×24 回 = 120,000 円 (上限 100,000 円) ※運営補助の上限以上のため決算額は 100,000 円
	小 計	135,000	
その他	36,000	〇〇助成金	対象経費以外の経費について補助等を受けている場合は記入してください。
合 計	544,000		

【支出の部】

開設経費は、既に開設済の団体は記載不要です。

単位：円

項 目	決算額	内 訳	補助対象経費	
開設経費	修繕費等	100,000	調理設備改修費用	100,000
	備品購入費	70,000	椅子 30,000 円 炊飯器 40,000 円	70,000
	小 計	170,000		170,000
運営経費	会場借上料等	48,000	2,000 円×24 回	48,000
	消耗品費	10,000	使い捨て食器、衛生品等	10,000
	食材費	240,000	10,000 円×24 回	240,000
	水道光熱費	14,000	水道料 6,000 円 電気料 8,000 円	14,000
	印刷費	12,000	案内チラシ印刷 1,000 円×12 回	12,000
	手数料			
	保険料	14,000	28 円×(20 人×22 日+30 人×2 日)	14,000
	備品購入費			
	謝礼金	36,000	ボランティア 3 人×24 回×500 円	
小 計	374,000		338,000	
合 計	544,000		508,000	

収入合計と一致させてください。

- ・内訳欄には、収入又は支出内容の明細を記入すること。
- ・行が足りない場合は、追加すること。

石巻市地域子ども食堂支援事業補助金精算（概算）払請求書

日付は空白のままにしてください

年 月 日

石巻市長（あて）

団体の住所を記入してください。また、団体名は正確に記入してください。

申請者 所在地 石巻市〇〇町〇番〇号

団体名 NPO法人 〇〇〇〇

代表者氏名 〇 〇 〇 〇



申請の年度を記入してください。

補助金申請書と同じ印鑑。ゴム印、シャチハタ類は不可。(団体印を作られていない場合は個人印のみを押印)

年 月 日付け 第 号で確定

定) 通知のあった石巻市地域子ども食堂支援事業補助金について、石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり精算（概算）払によって交付されたく請求します。

1	交付決定額	金	90,000	円	記
2	交付確定額	金	85,000	円	
3	概算払済額	金	0	円	
4	今回請求額	金	85,000	円	

補助金交付額確定通知書により、記入してください。

振込先金融機関

団体の振込口座を指定してください。個人の口座は不可。

(金融機関名)		(支店名)						
預金種別	普通・当座							
(フリガナ) 口座名義人								

○石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱

平成31年 3月29日告示第140号

改正 令和3年 3月31日告示第175号

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての子どもが将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域において、子ども等に無料又は低額で食事を提供するとともに、地域で安心して過ごすことのできる居場所を設置し、子どもを取り巻く地域環境の整備を促進することを目的として、地域子ども食堂(以下「子ども食堂」という。)を開設し運営する団体に対し、石巻市地域子ども食堂支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則(平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 子ども食堂 子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくりを目的として、子ども又は当該子どもを同伴する保護者等に対して食事の提供等を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内において子ども食堂を開設し、継続的に運営する任意団体又は非営利団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 石巻市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体又は石巻市内に主たる活動の拠点を有する団体で、継続して子ども食堂を運営する意志及び能力を有すると認められるものであること。ただし、成人でない者のみで組織される団体を除く。
- (2) 団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (3) 組織の代表者が明確であること。
- (4) 事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告ができる団体であること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 団体の活動内容が、公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、市内において子ども食堂を開設及び運営する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 子どもに、無料又は低額で食事を提供すること。ただし、利用者から食材等の実費相当額を徴収することはできるものとする。
- (2) 子ども食堂を原則年4回以上定期的に実施するとともに、補助金の交付決定後、1回当たり2時間以上継続して実施していく予定があること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
- (3) 1回当たり概ね5名以上の子どもの参加が見込め、子どもに対し食事を提供できる体制

を有するものであること。

- (4) 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防災等安心安全な事業運営に配慮すること。
- (5) 食事を提供する場合は、子ども食堂において調理し、飲食させること。ただし、やむを得ない場合は、前号の規定を遵守した上で、子ども食堂以外の場所で調理し、食事を提供すること及び提供した食事を持ち帰らせることも差し支えないものとする。
- (6) 福祉的支援が必要な子ども及びその家庭の様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携できること。この場合において、事業実施により知り得た個人情報の取扱いには十分に注意を払うこと。
- (7) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動ではないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月1日から翌年3月31日までの間に支出する経費であって、子ども食堂の実施に要するもののうち別表第1に掲げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる補助対象経費のうち、この補助金の交付を受けようとする年度において、子ども食堂の開設又は運営に関し、本市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金又は他の機関若しくは団体からの補助金等を受けている又は受ける見込みがある経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 子ども食堂の開設に対する補助金 別表第1の開設経費に係る補助対象経費を合算した額から補助対象経費に係る寄附金及び協賛金その他の収入（以下「寄附金等」という。）を控除した額の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。
 - (2) 子ども食堂の運営に対する補助金 別表第1の運営経費に係る補助対象経費を合算した額から利用者から徴収した食材等の実費相当額及び寄附金等を控除した額の2分の1以内の額とし、申請年度につき別表第2の左欄に掲げる開催1回当たり子どもへの食事提供数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。
- 2 前項各号により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の制限等)

第7条 子ども食堂の開設に対する補助金は、事業実施初年度に、1回限り交付するものとし、子ども食堂の運営に対する補助金と併せて申請することができるものとする。ただし、事業実施2年目以降に、事業を実施する場所を追加する場合は、1団体につき1か所に限り、開設に対する補助金のみ交付対象とすることができる。

- 2 子ども食堂の運営に対する補助金は、同一の子ども食堂について申請年度内に1回の交付とし、1団体につき1か所のみ交付とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 団体等概要書（様式第5号）
- (5) 団体の規約、会則、役員名簿その他これらに類するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付の決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（事業の変更等）

第10条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、石巻市地域子ども食堂事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業の目的に影響を及ぼさない範囲で、経費配分の変更又はより効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更にあつては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、石巻市地域子ども食堂事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により、当該補助団体に通知するものとする。
（実績報告）

第11条 補助団体は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は申請年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに石巻市地域子ども食堂事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書等活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、石巻市地域子ども食堂支援事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、当該補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 補助団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、石巻市地域子ども食堂支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又

は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付の目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が適当でないと認められるとき。
- (4) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第10条第2項の規定により補助事業の内容の変更を承認した場合又は第12条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて交付した補助金があるときは、補助団体に当該補助金に相当する金額を返還させるものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、補助団体に当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助団体は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了日の属する年度終了後5年間保管しなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第175号)

(施行期日等)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の石巻市地域子ども食堂支援事業補助金支給要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の石巻市地域子ども食堂支援事業補助金支給要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第5条関係）

区分	補助対象経費	主な内訳
開設経費	修繕費等	建物の修繕又は改修に係る経費（事業実施に最低限必要な改修に限る。） ※建物の躯体の変更など、大規模な増改築は対象外
	備品購入費	1点1万円以上で、事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 ・調理に要する鍋やフライパン等の器具 ・冷蔵庫や電子レンジ、ポット等の家電類 ・机、椅子、棚等の什器類 ・その他備品又は物品として適当と判断するもの
運営経費	貸借料又は会場借上料	事業に利用する場合に限る。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等の利用の場合は対象外
	消耗品費	食器、衛生品等1点1万円未満のもの
	食材費	提供する食事に係る食料品の購入費用 ※運営スタッフの飲食、会食に係るものを除く。
	光熱水費	事業実施に要する電気、ガス、上下水道に係る費用 ※事業の実施に要した金額を明確にすること。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合を除く。
	印刷費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費用
	手数料	運営スタッフの検便等の検査手数料及び振込手数料
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任等の保険料
	備品購入費	1点1万円以上で、事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 ・調理に要する鍋やフライパン等の器具 ・その他備品又は物品として適当と判断するもの

別表第2（第6条関係）

開催1回当たりの子どもへの食事提供数	補助限度額
5食以上19食以下	1開催日当たり2,500円に事業の開催回数を乗じて得た額。ただし、50,000円を限度とする。
20食以上39食以下	1開催日当たり5,000円に事業の開催回数を乗じて得た額。ただし、100,000円を限度とする。
40食以上	1開催日当たり10,000円に事業の開催回数を乗じて得た額。ただし、200,000円を限度とする。

<様式省略>